

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

S18132 SK18253 岡山第 29-13

③ 施設の情報

名称：玉島学園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：原田通典		定員（利用人数）： 50 名	
所在地：岡山県倉敷市玉島長尾 3729			
TEL：086-525-2020		ホームページ：http://www.tamashimagakuen.jp	
【施設の概要】			
開設年月日：1957/4/1			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人恵聖会			
職員数	常勤職員 17 名	非常勤職員	3 名
有資格 職員数	社会福祉士 1 名	栄養士	2 名
	臨床心理士 1 名	調理師	3 名
	保育士 5 名		
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	本館 1 階女子棟 5 室 2 階男子棟 7 室 子どもの家 2 室		事務室・デイルーム・食堂・調理室 男女浴室・給湯室・宿直室・相談室 医務室・男女トイレ・集会室・娯楽 室・静養室・保育室・グラウンド・プ ール・鉄棒・ジャングルジム・滑り 台・AED

④ 理念・基本方針

養育目標： 「児童福祉」と「子どもの権利条約」の清心（精神）を柱とした施設養護につとめ、年齢や個性に応じた健やかな成長発達の支援とそのために必要な地域資源を活用することで子どもの最善の利益を保障する。①人間性豊かな子、②心身ともにたくましい子、③健全な社会人として生きていける子

基本方針： ①児童の権利を擁護し、安全で安心して暮らせる場となる運営、②児童のより確かな自立に向けて、支援のできる運営、③児童虐待防止と被虐待児童への適切な対応をめざした運営、④家族の再統合をめざした運営、⑤地域福祉の拠点をめざした運営、⑥職員資質の向上をめざした運営

⑤施設の特徴的な取組

玉島学園では、倉敷市内唯一の児童養護施設として、措置入所児童のケアにとどまらず、倉敷市からの委託事業であるショートステイや子ども相談センターの休日夜間電話相談への対応、倉敷児童相談所からの一時保護要請への対応など、地域・関係機関からの役割期待に積極的に対応されています。また、後に触れる施設整備計画の中で、今後、児童家庭支援センターも開設したいとの構想も持っています。一方、1983（昭和58）年築の大舎制の本館は、今日的な児童養護理念や児童の権利擁護の面から乖離があるため、敷地内に小舎を立てグループホーム化し、本館は、一時保護、ショートステイ、相談事業棟へと機能分化させる予定です。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和1年7月1日（契約日）～ 令和1年12月22日（評価結果確定）
前回の受審時期（評価結果確定年）	平成28年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・月2回の職員会議を通じて、施設の理念や目標の共有、児童の情報共有が密に行われています。
- ・ハード面の限界はあるものの、児童の養育・支援面については様々な工夫の努力がされています。
- ・児童へのアンケートや聞き取りからは、食事が美味しいとの声が多くあがりました。
- ・児童会での意見、意見箱への投書などには、できるできないを問わず全て対応しており、その過程なども文書化された記録が残されています。児童会には職員も参加し、それぞれの子どもの養育・支援につながる取り組みをしています。
- ・職員は担当児童を受け持っていますが、グループ全員・職員全員で支援にあたり、児童は調理員を含めどの職員にでも相談できるよう配慮されています。
- ・現在50名の定員に対して入所児童は19名と余裕があるため、小学生には2～3名の居室を、中高生には個室を割り当てることができています。
- ・毎月実施の避難訓練は夜間も行われており、119番へは直通の電話が設置されています。また、災害時の非常食が3日分備蓄されています。
- ・リービングケアやアフターケアにも積極的に取り組んでいます。「卒園生が訪ねてきたときに職員が入れ替わってしまっていたら可哀想」との思いから、永年退職されずに頑張っていらっしゃる職員もいます。
- ・町内会の準会員となり、児童・職員一緒に様々な地域行事に参加したり、交流を進めている点は高く評価できます。

<改善が求められる点>

・現在の施設・設備では今日的な児童養護理念や児童権利擁護の面から大きな課題があります。例えば、プライバシー確保、和式トイレ、居室へのエアコン未設置、エアコン稼働時間制限などには喫緊の改善が望まれます。水漏れなど老朽化も起きているようですので早急な小規模化計画の実施と本館の修繕を法人として決定いただき、中・長期計画としての公表を求めます。喫緊かと思われる居室へのエアコンの整備等については、助成金の活用などを検討されてはいかがでしょうか。

・事業計画、事業報告、予算、決算、財務諸表等をホームページで公開できる体制を整備してください。法人のホームページに掲載している場合はリンクを張るなど工夫をしてください。

・職員確保、育成、待遇改善に対する法人の一層の理解が必要です。24時間365日の支援を提供しなければならない職場であること、一時保護やショートステイなど児童の短期利用や入れ替わりの激しい利用者への対応が求められること、中高校生といった一生を方向付ける重要でしかも多感で難しい時期に関わっていることなどを考慮すると、その重労働性や高度専門性の評価がしっかりなされる必要があると考えます。

・児童支援記録綴に経過記録を時系列に保管する必要があります。また、児童自立支援計画策定にあたって行っているアセスメントシート（サポートシート）が一緒に綴じられていないため、どのように計画目標や内容が導き出されたのかが分かりません。職員研修記録が職員会議録に綴られているなど混在しており、全体としての研修量が分かりにくい状況です。また、忙しさもあってかヒヤリハット記録がきちんと付けられていないと思われます。様々な記録資料の事後検索が困難な状況です。これら記録の整理と管理をきちんと行い、記録として証拠を残すよう努める必要があります。記録類と併せて、養育・支援の標準化と今後のより良い学園運営のために各種マニュアルの整備にも取り組んでいただきたいと思います。

・職員会議の中で事業計画の作成や事業の執行状況モニタリング、評価に取り組んではいかがでしょうか。また、毎年の職員全員による自己評価の実施も望まれます。忙しくてなかなか実施できないでいる園長と職員の年2回の個別面談も、是非実施していただきたいと思います。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

3年に1度の第三者評価ですが、施設管理運営、児童処遇、職員の労務管理等、多岐にわたりご指摘を頂きありがとうございます。施設設備面においては、建物の老朽化が進み、子どもたちには不便を感じさせてしまっているところがあると思います。指摘を受けた内容については改善に向けて、職員間で検討していきたいと思えます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念・基本方針は明文化され、パンフレット、ホームページに掲載されています。また、職員・児童も日常的に目につくよう園内にパネル掲示もされています。このパネルは学園祭などで地域の方の目にも触れられています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 倉敷市から受託しているショートステイのニーズおよび子ども相談センターのニーズが増加しています。また、倉敷児童相談所からの一時保護ニーズも増加傾向にあります。これらに対応できる体制整備を図るとともに、地域ニーズに応えるために新たに児童家庭支援センターの立ち上げを予定されています。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・Ⓑ・c
<コメント>		

本館建物の老朽化や小舎制への社会的要請を踏まえ、小規模化委員会において検討をすすめています。具体的には、入所児童には敷地内に四つの小舎を新築し小規模ケアに移行させるとともに、本館においてショートステイ、児童家庭支援センター等に取り組むとの方針を示していますが、理事間の共通認識とはなっていないようです。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>「中期計画」「長期計画」は作成されていませんが、小規模化委員会の報告、小規模化推進に関する理事会説明のための資料、県に提出する小規模化推進計画(2018年)など、今後数年間にわたる方向性は打ち出されており、計画は事実上作られています。今後、中・長期計画を作成されることを望みます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>理事会の合意形成が得られず、小規模化計画が遅れており、今年度事業計画には反映されていません。また、事業計画には数値目標や具体的な成果までは設定されていません。後者について今後事業計画の作り方を工夫されてはいかがでしょうか。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>毎年職員アンケートに基づき、事業計画を作成しています。また、計画の実施状況は毎月2回開催される職員会議において確認されています。しかし、事業計画の評価や見直しまでは取り込まれていません。今後は、職員会議において事業計画の評価や見直しも取り入れてみてはいかがでしょうか。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は行事予定として、児童会での伝達、プリント・掲示物等を介して児童に周知されています。施設入所の経緯を考慮すると保護者への周知が適切ではない場合も多いと考えられますが、保護者への周知まではされていません。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価シートに基づく毎年の自己評価は行えていません。それに代わるものとして独自様式の職員アンケートおよび全養協の権利擁護アンケートは実施しており、職員会議で取り上げたり事業計画等に反映されています。今後は、第三者評価項目も組み合わせたアンケートを実施し、企画委員会等において養育・支援の向上に向けた検討を行う PDCA サイクルを確立してはどうでしょうか。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>月2回開催される職員会議において、課題共有が図られています。また、節目毎に開催される企画委員会（園長、副園長、グループリーダー、事務員、栄養士）において課題検討が行われています。しかし、それらが文書化されていなかったり、事業計画の見直しにまで至っていません。今後は企画委員会において、職員アンケートや自己評価も踏まえた課題の整理分析と解決策の検討、それらの記録化に、より一層取り組まれてはいかがでしょうか。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現園長は今年度（2019年度）に就任して間がなく、職員への所信表明はしているものの、毎年度末発行の「玉島学園だより」への記事掲載は現時点でできていません。今年度末発行時には掲載予定です。園長の責任や役割については、業務分掌をはじめ各種のマニュアル等に明文化されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、園長は施設長認定研修を受講中です。また、昨年副園長時代に社会的養護施設長研修も受講しています。これらの研修を通じて学んだ法令遵守について実行し周知しています。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は全ての委員会に出席するとともに、業務日誌やケース記録に全て目を通し、必要なコメントをしています。また、月2回の職員会議では、職員に対してトピック情報を講話的に伝えたり、研修の復命報告に対して実践への応用方法など具体例を挙げて助言などもしています。自らも積極的に外部研修を受講しています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>施設の理念・基本方針を踏まえ、現在の経営状況の分析は行っており、人員確保、定着のための働きやすい職場づくりなどに少しずつですが取り組まれています。その推進のために、主任等と協議を重ねています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・Ⓒ
<p><コメント></p> <p>人材確保・育成計画は立てられていませんが、就業規則の中で人員体制に対する考え方や方針が示されています。また、加算職員の配置なども行っています。しかし、常に求人を出していても人材確保が困難を極めています。24時間365日シフト勤務が求められる養護施設職員として、待遇と水準を法人で検討されてはいかがでしょうか。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・Ⓒ
<p><コメント></p> <p>期待する職員像において、3つの理念を実現できる職員像を掲げており、それをもとにした採用、配置、昇進、昇格などについては就業規則に示されていますが、職員の人事考課などは行われていません。措置費や委託費の制限の中での改善、法人内他施設との兼ね合いなど制約は多いと思いますが、企画委員会において処遇改善と人事考課導入の検討をされてはいかがでしょうか。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・Ⓒ
<p><コメント></p>		

<p>職員の就業状況、時間外勤務、有給休暇の取得状況などは把握しており、健康管理も行えています。施設長は年2回職員と個人面談を行うこととしていますが、時間が取れず実施できていません。職員確保が進まないため、ワークライフバランスへの配慮などには取り組めていない状況です。人材確保とともに、職員との個別面談を確実に実施されることを望みます。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの目標設定や達成度評価などは行えていません。今後、年2回実施する園長と職員の個別面接を活用して、職員一人ひとりの目標設定や達成度評価なども取り組んではいかががでしょうか。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本目標は事業計画にも盛り込まれ、年度の研修計画としても反映されています。岡山県・中国ブロック・全国など外部研修にも派遣しています。今後は、職員研修の記録保存ファイルを作成して、職員一人一人の研修目標・計画から学びのポートフォリオまで把握でき、なおかつ施設全体としての職員研修計画・評価が概観できる仕組みを構築してはいかががでしょう。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>職員のスーパービジョンは、グループリーダー―主任―副園長―園長が担う（順番ではなく相談しやすい人に相談する）体制となっています。外部研修の情報は職員に周知し受講希望者には参加できるよう配慮もしています。前項でも触れましたが、今後は、施設理念や目標を反映した求められる専門職像を明確化し、職員研修の記録保存ファイルを作成して、職員一人一人の研修目標・計画から学びのポートフォリオまで把握でき、なおかつ施設全体としての職員研修計画・評価が概観できる仕組みを構築してはいかががでしょう。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>実習受け入れに関わる専門職の研修育成に関する基本姿勢は明文化されていませんが、「実習生心得」の作成、実習指導者研修の受講などは行われています。今後、実習受入を人材確保戦略の一部と位置づけ、受入の基本姿勢の明文化や養成校との連携強化を図ってはいかががでしょうか。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ホームページは公開していますが、事業計画・事業報告・予算・決算・苦情解決結果などは掲載されていません。また、「玉島学園だより」においても掲載されていません。一方、施設の理念・基本方針、第三者評価の受審結果、苦情解決体制については「玉島学園だより」に掲載し公表しています。今後可能な範囲で事業計画・事業報告・予算・決算・苦情解決結果などのホームページへの掲載を検討されてはいかがでしょうか。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事務・経理の執行はその重要度に応じて施設長・理事長決済が設けられています。また、公認会計士、社会保険労務士による外部監査等の支援や助言も受けています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>基本方針の中で、地域への貢献を謳っています。例えば、クリーン作戦やお祭りなどの地域行事には、子どもとともに職員も積極的に参加しています。また、お茶会や学園祭に地域の方々を招く取り組みも行っています。地元の長尾地区青少年育成会にも職員が参加しています。加えて、友達も遊びに来ており、児童が職員室の電話を使えるよう柔軟な対応をしています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明示したボランティアマニュアルを作成しており、ボランティア受け入れ時には児童への関わり方など留意点の説明をしています。今後さらに、ボランティアの受入記録簿の導入やボランティアの声を受け止める仕組みづくりなどに取り組まれてはいかがでしょうか。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		

25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>緊急連絡先を含む関係機関情報は職員間で共有されています。具体的に、警察とは随時相談したり情報交換しています。また、消防署とは消防訓練や救命講習などで定期的に情報共有をしています。さらに、学校とは随時連携のほかに学期末に会議を開催しています。しかし、課題解決に向けた具体的な協働や地域でのネットワークづくりまでは至っていません。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・ ③
<p><コメント></p> <p>関係機関との連携は行われており、町内会準会員となり各種行事への協力をしたり、各種連絡会・協議会に参画していますが、地元の長尾地区における児童福祉ニーズの把握までは至っていません。今後、児童家庭支援センターの整備ができれば、相談機能が強化されとの計画を持っています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>地域ニーズへの対応ではありませんが、地域の防災拠点としての機能発揮、AEDの設置による安心拠点化、町内会準会員となり各種行事への協力、行事等への備品貸し出しなど様々な地域貢献活動に取り組んでいます。今後、児童家庭支援センターを運営することで地域の子育てニーズへの支援が進むと期待されます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>全国児童養護施設協議会が制定した倫理綱領を使用して、職員に配布したり掲示することで周知されています。年に数回は職員会議の中で倫理綱領の読み上げを行い、内容を確認しています。個々のケースについては定期的なモニタリング、評価を行う以外にも検討する時間を設けており、見直しが図られています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・ ② ・c

<p><コメント></p> <p>中高生は一人部屋にできるよう配慮されています。居室の鍵や個人ロッカーは整備されていませんが、職員が管理するロッカーを使用することができるようになっていきます。できる限りプライバシーに配慮した対応は実施されていますが、扉にガラス面があるため、居室内が見えるようになっていきます。目隠しを設置するなどハード面の改善を期待します。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>パンフレットやホームページは整備されていて、施設の概要が分かりやすく説明されています。施設の特性上事前に説明をすることはできませんが、入所が決まった児童に対しては口頭で説明をしています。また、決まり事や変更事項があれば毎月発行している児童会の会報にて周知されています。施設の特性上、見学や保護者への説明が実施できないことがあります。可能な限り対応されています。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の特性上、保護者に対して支援内容を詳しく説明することができません。児童への支援については本人の同意を得て進められています。行事などへの参加についても任意での参加となっています。活動内容の説明については児童同士で伝えあっているとのことですが、写真や文書などで説明できるツールがあれば年少者でも自己決定しやすくなると考えます。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>退所後も相談できるよう窓口となる担当職員を決めて対応しています。また、必要に応じて家庭訪問を行いフォローアップしています。他に地域での支援会議を実施して、民生児童委員や学校の教員とも連携して情報共有を行っています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童会（入所児の自治会）や意見箱に投書された意見は、児童に向けてすべて返答しています。出来ない場合も理由を含めて説明しています。満足度調査は行われていないとのことですので、今後の取り組みに期待します。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>児童会で出た意見については必ず回答を出すようにしています。対応出来ない場合はその理由を含めて返答しています。個別に相談がある場合には面談室での対応も行える体制があります。他に意見箱が設置されていて、児童の要望を聞くことができるようになっていきます。苦情の対応については本人にフィードバックしていますが、保護者などへ公表はできていません。今後の取り組みに期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>文章はないですが、相談相手を選べることは口頭で伝えられています。児童会では児童の要望を聞き取り、対応も出来ています。また、意見箱を設置し要望を聞く体制が整えられています。個室での相談にも応じられる体制も整えられています。今後は保護者や児童への周知で活用できる資料の作成を期待します。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>児童から相談があったことは必ず返答することで、相談しやすい雰囲気作りに取り組まれています。相談内容については職員会議で共有され、支援の質向上に努めています。対応を統一するためには具体的な解決手順の仕組みが大切です。今後はマニュアル整備に取り組まれることを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>リスクがあることについて対応はされていますが、ヒヤリハットなどの記録に残すことが少ないようです。不定期ではありますがリスク管理関係の研修があれば参加しています。大きな事故はないですが、責任者を決めたり、記録を整備したりするなど、改善の余地があります。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>保健委員会があり、感染症の予防や発生時の対応について啓発を行っています。手洗いやうがいなど感染症の予防にも努めています。しかし、管理体制に曖昧な部分があったり、取り組みについての記録が不十分であったりすることがあります。今後の取り組みに期待します。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>避難訓練が毎月実施されており、訓練の内容も夜間想定や消火訓練、通報訓練と工夫をされています。災害時には学校とも連携できるよう、学校の引き渡し訓練にも参加されています。また、備蓄は20人分が3日分用意されていたり、AEDの認定施設になっていたり防災意識が高いです。立地場所がハザードマップ上では安全となっていますが、非常時の体制について「事業継続計画」を作成するなど具体的な対応方法を検討されることを期待します。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>安全対策や健康管理についてはマニュアルがあり、標準的な対応が周知されています。個別の対応については支援記録や引継ぎ、職員会議などによって周知され対応を統一しています。しかし、客観的に評価できる記録が残されていません。実施方法にもとづいて実施されているかどうか記録に残すことなど、適切な支援が実施されているか確認する仕組みづくりを検討してみたいかがでしょうか。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>ケース検討会議を月に2回定期的に開催しています。その中で、支援方法について見直しを行っています。また、学校や児童相談所とも連携して情報共有がされています。特記事項があれば、毎日の引継ぎで対応を検討することで迅速に対応できています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>支援計画については、年2回の見直しが実施されています。アセスメントにはサポートシートなどのツールが使用される他、日常の関りの中での視点で適切に実施されています。計画策定にもグループ会議での検討が行われており、複数の職員で確認することができています。しかし、アセスメントについての記録が不十分で内容が確認できませんでした。今後は、アセスメント内容を記録に残せるよう取り組んでください。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>モニタリングを半年に一度は行い、計画の見直しがされています。内容についても担当者の他複数の職員で検討して、ケース会議で周知する体制が整えられています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>出勤してきた職員は必ず日報へ目を通して、児童の状況を確認しています。また、昼礼で特記事項についての引継ぎがされています。記録に対しては、施設長がコメントを記入して指導する体制が整えられています。他に、職員会議やグループ会議など定期的に情報共有できる仕組みがあります。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>個人の記録は、耐火ロッカーに保管されています。個人情報の取り扱いについてはマニュアルがあり、管理体制が整えられています。また、職員に対しても研修や職員会議での啓発を行うことで、記録の管理体制が維持できるよう取り組まれています。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㉔
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護の規定・マニュアルが確認できませんでした（全養協のマニュアルも確認できませんでした）。しかし、年に2~3回職員全員が権利擁護に関する自己評価を実施しており、基本方針に掲げられた「児童の権利を擁護し、安全で安心して暮らせる場となる運営」を実践する取り組みが日々の支援の中で行われています。また、職員会議においても定期的に研修が行われています。今後、「子どもの権利擁護」の規程・マニュアルを早期に作成される事を求めます。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>日常の支援において、その時々で状況に応じた説明を会話や行動で伝えています。また、大きい子は自分より年下の子どもの面倒をよく見えています。入園時に児童相談所から渡される「子どもの権利ノート」を活用し、年齢別に権利について話す機会を設けられてはいかがでしょうか。</p>		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの基本情報である「子どもの記録票」には、入所時の様々な情報が記入されています。子どもが、生い立ちを知りたいと言った時の年齢や発達状況に応じて、事実を伝えています。また、職員はすべての子どもについて生い立ちや家族の状況を把握しています。成長のアルバムは担当職員が写真を貼りコメントを記入していますが、子どもと一緒に作成する事により、子どもの想いがコメントなどに残されると思いますので、ご一考ください。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童養護施設における虐待対応マニュアル」や「危機管理マニュアル」があります。職員会議では、これらのマニュアルをもとに子どもの権利擁護について</p>		

<p>繰り返し話し、不適切なかかわりが行われていないことを確認しています。また、児童会でもその対応についての話をしており、子どもは担当の職員や話しやすい職員に直接伝える事ができるような信頼関係の構築に努力されています。</p>		
<p>A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮</p>		
A⑤	<p>A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>こどもの家、女子棟、男子棟、年齢別の児童会が毎月開かれており、子どもたち全員の気持ちや意見、要望（提案）を話す機会が設けられています。ここで出た要望はすぐに「児童会だより」で園から回答されています。小遣いの範囲内で買い物をする事やアルバイト代は別の通帳で管理するよう、将来の自立に向け指導をしています。休日は自由に過ごしていますが、年齢による外出範囲の制限と特別な理由がなければ夕食の時間には帰る決まりです。</p>		
<p>A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑥	<p>A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの情報には限りがあり、直接関わっていく中で子どもを理解し、ケース会議において職員全員で検討しています。そのうえで、基本方針に基づいた個別の支援を標準化して実践しています。また、家庭復帰に向けて、家族とのつながりが途切れないように、可能な限り定期的に園から文書などで連絡をしており、家族からの手紙が届く子どももいます。そして、土日や長期休暇には家に帰ることが出来るよう支援しています。</p>		
A⑦	<p>A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>入所中の記録はもちろんの事、退所後のケース記録が「退園児童支援記録綴」として保存されています。高校卒業後の自立に向けて、子どもの事情にあわせて就職先や進学先との連携をとっています。退所後の子どもは気軽に園を訪問し、なじみの職員の顔を見ることで安心し、しばしば電話をかけてくる子どももいます。連絡先のわからない子どもも他の子どもから聞き把握しています。また、家庭支援専門員は家庭訪問を行っています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

<p>A-2-(1) 養育・支援の基本</p>		
A⑧	<p>A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p><コメント></p>		

<p>月に2回の職員会議やケース会議、児童会に出席して職員全員が子ども一人一人の状況を把握しています。問題行動のある子どもには、心理士や担当職員が中心となって対応していますが、成育歴や入園時の年齢により子ども自身が課題に向き合えず、苦慮する場合があります。しかし、様々なアプローチを試み子どもに寄り添っていく努力は怠っていません。それでも子どもによってはまだ信頼関係が構築されていないことがアンケートから伺えますので、難しいとは思いますがさらなる一歩を期待します。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>生理的欲求については十分満たされています。心理的欲求は全てを満たしてよいものではない場合もあり、甘やかしにならないようにしています。職員と子どもは絵本の読み聞かせやゆっくり話す時間を持ち、自分の気持ちを打ち明けられる関係が出来ています。また、宿直員は夜泣きをする子どもの部屋で過ごすようにしており、その子どもが安心して眠れ、他の子どもがゆっくり眠れるように対応しています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>基本的に自分で出来る事は自分でする事になっていますが、どうしても出来ないところは職員が手伝っています。年齢によりつまずきや失敗は様々ですが、子どもが自ら立ち上がり前を向けるよう支援しています。しかし、事情により、職員数は最低人数で支援に取り組んでいるため、子どもの行動や主体的な問題解決を見守るための人数的、精神的余裕がないのが現状です。人材確保の為の取組みを法人に求めます。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>1年を通して様々な施設内や施設外での行事が計画されており、希望する子どもは参加しています。お茶、お花、習字のボランティアが毎月1回来園されており、食堂や玄関や廊下にお花が活けてありました。また、広いデイルームには図書やテレビ、オーディオ、ピアノがあり、卓球台も他の場所から運んで、自由に卓球をする事ができるようになっています。子どもの希望は児童会で提案され、対応が難しいことについては（遊具の設置や利用）、園から説明しています。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・㉒・c
<p><コメント></p>		

子どもの家（グループ棟）に調理職員を配置し、家庭においては自然に身体や心に入ってくる日々の営みを少しでも体験できるよう支援しています。子どもの体調は把握されており、健康に暮らす事ができるよう配慮、支援をしています。携帯電話等については規則を設けていますが、ネットやSNSから子どもを守りきれないのが現状です。また、高校生の中には難しい問題を抱えている子どももあり、他の子どもに悪影響を及ぼしつつあります。施設内だけではなく他の関係機関と連携をとり、早期に解決される事を期待します。

A-2-(2) 食生活

A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉑・b・c
----	-------------------------------------	-------

<コメント>

部活やアルバイトなどで、食事時間がずれる子どもにも美味しく食べられるよう配慮されており、食事の際はおしぼりが出され、清潔に努めています。職員と子どもと一緒に食事を取り、片付けも自主的に行っています。誕生日の子どもには好きな献立を用意したり、カセットコンロやホットプレートでたこ焼きやホットケーキを作るなど、子どもの生活に楽しみを与えています。また、食材の買出しにも希望する子は同行しています。

A-2-(3) 衣生活

A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
----	---	-------

<コメント>

衣類は自分の好みのもを購入していますが、年齢により職員が同行します。洗濯は自分で行うのが決まりですが職員が手伝う事もしばしばあるようです。洗濯物は各自の部屋に干しています。清潔で季節に応じて着用しており、衣服に関する問題はありません。

A-2-(4) 住生活

A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・㉑・c
----	--	-------

<コメント>

中学生以上の男子は個室になっています。衣服やタオル等日常生活用品は全て個人所有です。しかし、施設全体が老朽化しており、トイレは和式がほとんどを占め、洋式もウォシュレットではありません。エアコンは居室には無く、廊下の天井に設置されているので、ドアを開けていなければなりません。プライバシー保護の観点には言うに及ばず、体調管理においても良好な居住環境とは言えません。財政的な問題もありますが、子どもの為に早急な対応を求めます。

A-2-(5) 健康と安全

A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
----	---	-------

<p><コメント></p> <p>「こどもの記録票」や「個別ケース記録」に個々の健康についての記載があります。アレルギーや病歴、生活リズム、健康診断結果、発達検査、歯科検診結果など把握しておくべき事項を職員全員が閲覧できるようになっています。入所児童健康管理マニュアルにより配慮すべき点や健康に問題が出た場合にはすぐに対応できる体制ができており、医療機関とも連携をしています。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
<p>A⑰</p>	<p>A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・⑰・c</p>
<p><コメント></p> <p>日常の支援の中で子どもから質問や話が出た時に、年齢に応じて対応しています。また、危機管理マニュアルの「性的問題行動への初動対応」により問題発生時のすばやい対応が可能です。以前、職員がCAPの研修を受けた事がありますが、講師の姿勢に疑問を感じた為、現在は行っていません。施設として性を取り上げたカリキュラムを実行するのは難しいと思われませんが、出来る範囲で始められてはいかがでしょうか。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
<p>A⑱</p>	<p>A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a・⑱・c</p>
<p><コメント></p> <p>子ども同士のちいさな争いに関しては職員が間に入り、少し冷却時間をとることで「ごめんなさい」が言えるようにしています。職員会議で園長は意識的に子どもの権利擁護について話していますが、全職員には浸透しておらず、子どものアンケートにも厳しい言葉で現れています。反面、「寄添う支援」が子どもの「愛着」を増長させてしまい、職員と子どもの関係修復が困難になった例もあります。子どもの年齢、個性や特性を把握して、職員の柔軟な対応と配置を今後も考えていかれるよう望みます。</p>		
<p>A⑲</p>	<p>A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>⑲・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>子ども同士の暴力やいじめなどの問題は起きていません。「子どもの家」では女子4人が生活していますが、うち2人は姉妹です。本館では、入所児童の減少により現在では小学生以下は1室2人で年齢や関係性を配慮しています。現在は児童相談所や他機関との協力事案はありませんが、必要時にはいつでも対応可能な体制をとっています。</p>		
<p>A-2-(8) 心理的ケア</p>		
<p>A⑳</p>	<p>A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>a・⑳・c</p>
<p><コメント></p>		

<p>心理療法は別棟の「にこにこハウス」で行われています。自立支援計画票には子どもの課題や特性、様子が記入されており、心理療法の目的と実施方法が具体的に策定されています。職員会議では心理士から心理療法についての報告があり、職員全員が情報を共有し、標準的な支援ができるよう配慮されています。外泊時に保護者から相談される場合には、助言を行っています。今後は外部の専門家を招いてスーパービジョンを受ける機会を持たれてはいかがでしょうか。</p>		
<p>A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A⑳	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小学生は食堂で宿題をしています。中学生や高校生は自室の机で自分のペースで学習しています。学校との連携により特別な課題を出してもらったり、土日や長期休暇には職員がその子に応じた課題を出すなどの学習支援を行っています。また、子どもの障害に合わせて児童発達支援センターや特別支援学級に通わせています。</p>		
A㉑	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>実力の伴わない進路希望には現実を見せて説得を試みていますが、最終的には子どもの自己決定を優先しています。その結果、失敗に終わっても子どもが納得し立ち直れるように支援しています。退学したり留年した子どもも地域のボランティアの好意により高校や関係機関と連携をとり、将来の道が開けた例があります。経済的理由だけで大学進学を諦めることがないように、奨学金の応募や児童養護施設の子どもの理解してくれる大学を紹介しています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>施設は、高校へのアルバイト許可願いや身元保証を積極的に行っています。アルバイトによる収入は将来自立するために貯金するように決めてあります。また、児童養護施設として、企業と連携協力関係があり、中学生までは社会見学、高校生は職場体験をしています。今後は各種の資格取得を目指せるような支援ができることを期待します。</p>		
<p>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A㉓	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ほぼ全員の保護者と連絡が取れており、一時帰宅をすすめています。一時帰宅後は心理面や体の様子、衣服の様子を見て親の状態や子どもへの関わり方を見ています。問題がある場合は、親に伝えられれば伝えるようにして家庭支援専門相談員が相談にのっています。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A②⑤	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>親によっては行事を知らせるとプレッシャーを感じる場合があります、親の精神面を考えて連絡をするようにしています。面会→行事への参加→外出→一泊外泊→外泊日数を増やしていく、という再構築の段階を踏んでいます。しかし、家庭支援専門相談員や関係機関との連携によって様々な支援をしても再構築が難しい場合があります、子どもが高校を卒業して自立する支援が現実的です。</p>		